

自動車運転代行業者が締結すべき損害賠償責任保険契約等の補償限度額及び
随伴用自動車の表示事項等の表示方法等を定める告示（平成十四年国土交通省告
示第四百二十一号）

（最終改正平成28年4月15日）

（用語）

第一条 この告示において使用する用語は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法
律（平成十三年法律第五十七号）において使用する用語の例による。

（損害賠償責任保険契約等の補償限度額）

第二条 国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（以下「規
則」という。）第三条第一号イの告示で定める額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 代行運転自動車の運行により生じた利用者その他の者の生命又は身体の損害を賠償
することによって生ずる損失にあつては、生命又は身体の損害を受けた者一人につき
八千万円
- 二 代行運転自動車の運行により生じた利用者その他の者の財産の損害を賠償すること
によって生ずる損失にあつては、一事故につき二百万円

（随伴用自動車の表示事項等の表示方法等）

第三条 規則第七条第一項各号に掲げる表示事項の表示方法及び表示箇所は、別表の例に
よるものとする。

2 規則第七条第二項に規定する表示板は、別表の例により装着するものとする。

附則

この告示は、平成十四年六月一日から施行する。

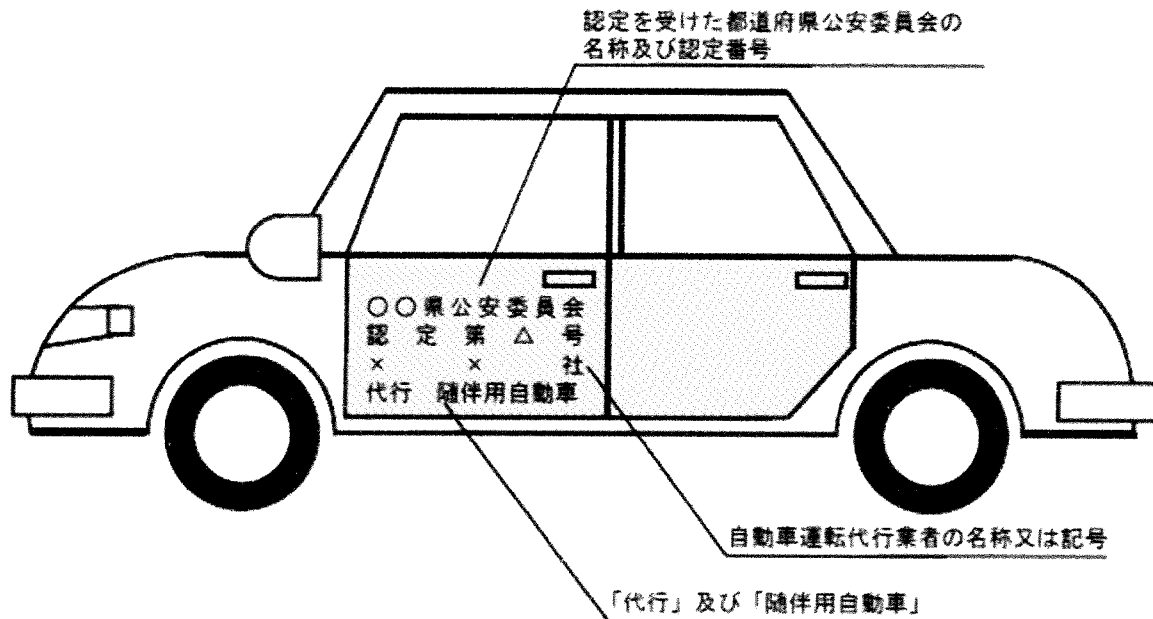
附則（平成二十年国土交通省告示第七百八十一号）

この告示は、平成二十年十月一日から施行する。

附則（平成二十八年国土交通省告示第六百七十三号）

この告示は、平成二十八年十月一日から施行する。

別表



※表示箇所は斜線の範囲内とする。

- 注（１） 規則第７条第１項による場合にあつては、自動車運転代行業者の名称又は記号、認定を行った都道府県公安委員会の名称及び認定番号並びに「代行」及び「随伴用自動車」の表示は、ペンキ等による横書きとし、車体の両側面に行うこと。
- （２） （１）に掲げる表示は、着脱が容易に行えるマグネット等によるものを除くこと。
- （３） 規則第７条第２項による場合にあつては、（１）に掲げる事項の表示は、見やすく横書きした表示板によるものとし、はがれないようマグネット等により車体の両側面に行うこと。
- （４） （１）に掲げる事項の各文字の大きさは原則として同じとし、縦横それぞれ５センチメートル以上とすること。
- （５） （１）に掲げる事項の各文字は、公衆及び利用者に見やすいように表示すること。